

生涯学習スポーツ振興課

## 港区スポーツセンタープールの休止について

### 報告内容

港区プールの衛生管理に関する条例第5条第6号及び同施行規則第12条の規定に基づき、プールにおける公衆衛生及び安全確保に関する措置を講じるため、港区スポーツセンタープール（以下「プール」といいます。）を休止します。

### 1 休止理由

プールの水を抜き、点検及び清掃を行います。

### 2 休止期間

- (1) 令和5年4月10日（月）から令和5年4月14日（金）まで
- (2) 令和5年10月2日（月）から令和5年10月6日（金）まで

### 3 告示日

令和5年1月24日（火）

### 4 周知方法

広報みなど、区ホームページ、区 Twitter、施設への掲示等により周知します。